

多度津駅前広場使用要綱

令和6年5月7日

要綱第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、多度津駅前広場（以下「広場」という。）の使用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 多度津駅前広場

位置 多度津町栄町三丁目甲1番5及び甲5番8

(使用許可の申請及び許可)

第3条 広場を占有して使用しようとする者は、あらかじめ多度津駅前広場使用許可申請書（様式第1号）を町長に提出し許可を受けなければならない。

(使用許可)

第4条 町長は、前条の申請書を受理した場合において、使用の許可を決定したときは、多度津駅前広場使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- (2) 管理運営上支障があると認めたとき。
- (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めたとき。
- (4) その他適当でないと認めたとき。

(使用上の注意)

第6条 広場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、常に火災予防に注意し、広場内で焚火等をしてはならない。また、敷地内は禁煙とし、ごみは必ず持ち帰り、広場及び周辺地域の美化に努めなければならない。

2 使用者は、広場及びその周辺地域において、広告宣伝文又はポスター類を貼付又は掲示してはならない。

3 町長は、使用者が申請目的と異なる目的のため使用したときは、直ちに使

用中止を命ずることができるものとする。

(使用時間)

第7条 広場の使用時間は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、変更することができる。

(1) 4月から9月まで 午前9時から午後8時まで

(2) 10月から翌年3月まで 午前9時から午後7時まで

(使用料)

第8条 使用料は、原則無料とする。ただし、維持管理上必要性が生じた場合については、この限りではない。

(使用後の届出)

第9条 使用者は、広場の使用が終わったときは、設備等を現状に回復し、直ちに町長に届け出なければならない。

(損害賠償の義務)

第10条 使用者は、使用者の責めに帰すべき事由によって建物、附属設備又は器具を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。